

別紙 3 センサのオーバーホールサービス（前払いプラン）

1 概要

- ・ 本規約第 2 条の定義に示す「オーバーホール」を行うサービスで、その料金は基本的に前払金としてお支払いただきます。（以下「前払いプラン」といいます。）

2 前払金と追加料金

- ・ 前払いプランにおける前払金（以下、「前払金」といいます。）の毎回の支払額は、原則として、前払いプラン申込時点のオーバーホール料金見積額を支払い回数（標準として、支払周期が 1 か月の場合は 96 回、四半期の場合は 32 回、半年の場合は 16 回、1 年の場合は 8 回）で除した額とし、申込毎に決定するものとします。100 円未満の端数が発生する場合は、100 円未満を切り捨てた額とします。
- ・ 前払金の支払義務の発生日については以下の通りとします。
 - 前払金の支払周期が 1 か月の場合は、前払金支払い開始月以降、毎月 1 日。
 - 前払金の支払周期が四半期の場合は、前払金支払い開始月の 1 日を初回とし、以降 3 カ月毎。
 - 前払金の支払周期が半年の場合は、前払金支払い開始月の 1 日を初回とし、以降 6 カ月毎。
 - 前払金の支払周期が 1 年の場合は、前払金支払い開始月の 1 日を初回とし、以降 1 年毎。
- ・ 本プランにおけるオーバーホールの実施に当たって、見積りからの条件変更等があった場合には、前払金に加えて、追加の料金（以下「追加料金」といいます。）が発生する場合があります。当社は、オーバーホール実施予定月の末日の 2 か月前までに、オーバーホールにかかる料金の再見積を行い、実施に必要な追加料金の有無を確認します。追加料金が必要となる場合は、再見積後、契約者に追加料金を直ちに通知します。

3 申込（前払いプラン）

- ・ 前払いプランの申込は、オーバーホールの実施単位毎とし、「オーバーホール前払いプラン申込書」により行います。
- ・ 当社は、前払いプランの申込を承諾する場合、契約者との協議の上、前払金支払い開始月、前払金支払い終了月、オーバーホール実施予定月（以下「オーバーホール実施予定月」といいます。）、前払金額及び支払周期を決定し、「オーバーホール前払いプラン承諾書」により契約者に通知します。

4 申込（オーバーホールの実施）

- ・ 契約者は、オーバーホールの実施を申し込む場合は、当社の定める実施申込書（以下「オーバーホール実施（解約）申込書」といいます。）により、オーバーホール実施予定月の末日の 1 か月前までに行うこととします。追加料金が発生する場合も同様とします。
- ・ 当社は、オーバーホールの実施申込を承諾する場合、契約者と協議の上、オーバーホールの実施日を決

定し、「オーバーホール実施承諾書」により契約者に通知します。

- ・ 契約者が、オーバーホール実施（解約）申込書において、オーバーホールの実施の延期を希望する場合は、当社と協議の上、オーバーホール実施予定月の末日から 24 カ月以内に限り、延期できるものとします。
- ・ オーバーホール実施申込書によりオーバーホール実施を申し込み、当社が「オーバーホール実施承諾書」にてこれを承諾した後は、何らかの理由でオーバーホールを実施しなかったとしても、受領済みの前払金は返金致しません。ただし、オーバーホールの不実施が、当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

5 前払いプランの解約及び前払金の返金

- ・ 契約者が前払いプランの解約を希望する場合、契約者がオーバーホール実施申込を行うまでの期間内において、オーバーホール実施（解約）申込書により、解約申込を行うことができます。
- ・ 契約者が、本サービス自体または前払いプランの利用契約を解約した場合、当社は契約者に当該時点までに受領済みの前払金を契約者に返金します。
- ・ この場合、当社は、解約日またはオーバーホール実施（解約）申込書の申請から 3 か月以内に、契約者に前払金を返金するものとします。なお、前払金に利息は付さないものとし、返金方法については、両社協議の上決定するものとします。

以上